社外取締役の独立性判断基準

当社は、独立社外取締役候補者の選任にあたって、一般株主保護の観点から当該候補者の実質的な独立性の担保するため、当該基準をもとに合理的かつ可能な範囲で調査を実施した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断した場合に、独立性を有しているものと判断することとする。

- 1. 当社グループの (1) 業務執行者
- 2. 過去3年間において、以下のいずれかに該当する者
 - A. (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその (1) 業務執行者
 - B. (3) 当社グループの主要な取引先又はその (1) 業務執行者
 - C. 当社から役員報酬以外に (4) 多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - D. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者)又はその業務執行者
 - E. 当社グループが総議決権の 10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
 - F. 当社グループの⁽¹⁾ 業務執行者のうち⁽⁵⁾ 重要な者の配偶者又は二親等以内の親族
 - G. 上記A. ~ E. の (1) 業務執行者のうち (5) 重要な者の配偶者又は二親等以内の親族
 - H. 当社グループと (6) 社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者
 - I. 当社グループから 4 多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者又はその 1 業務執行者

[注]

(1) 業務執行者

会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者(社外を含む取締役、執行役員その他 これらに準ずる者および使用人)をいう。監査役は含まない。

(2) 当社グループを主要な取引先とする者

人事、資金、技術、取引等において関係会社と同程度の緊密な関係が認められ、当社グループが その者の事業等の意思決定に対して重要な影響を与え得る関係にある者をいう。

(3) 当社グループの主要な取引先

当社グループにおける事業等の意思決定に対して、関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先(法人・個人)をいう。

①販売先

直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループに行った取引先をいう。

②仕入先又は外注先

直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループから受けた取引先をいう。

③融資先

直近事業年度末における当社の連結総資産の 100 分の 2 以上の額を、当社グループに融資している取引先をいう。

(4) 多額の金銭その他の財産

過去3事業年度の平均の取引額が、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の 連結売上高の2%超をいう。

(5) 重要な者

A及びBについては各会社・取引先の役員・部長クラスの者、Cの所属する者については各監査 法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含みます。) をいう。

(6) 社外役員の相互就任

当社グループの出身者が現任の社外役員を務めている上場会社から当社に社外役員を迎え入れることをいう。

以上